

宮脇俊彦 ☎94-7584 ✉jcp.isehara.miyawaki@gmail.com
川添康大 ☎45-0596 ✉yasuhiro.k120@gmail.com



12月議会一般質問にて、川添議員は『学校の教育環境の改善について』（①学校トイレの改修について、②教職員の働く環境の改善について、③通学路の安全対策について）質問しましたので報告します。

学校トイレの早期改修・洋式化を

社会から大きく遅れをとる学校トイレ

日本のトイレは1960年に、住宅公団の団地建設にあたって、洋式トイレが標準装備として採用。ここから一気に洋式便器が普及しました。トイレ市場で、日本シェア1位のTOTOによると、1980年には洋式トイレが全体の出荷量の60%を占めるようになり、1990年にはついに82%と和式トイレを大きく上回るようになり、2015年時点で全体の出荷量の99%が洋式となっています。

こうした中、市内の小中学校を見てみると、トイレの洋式化率は6割程度であり、一般家庭や社会の流れから大きく遅れを取っているのが学校施設、学校のトイレだということです。

衛生的にも和式から洋式化が必須

さらに、TOTO総合研究所の調べでは、衛生面でも、便器の周りの床のアンモニア付着量（いわゆる臭い成分）は、和式は洋式の10倍以上。

和式トイレで、水を撒いて行う湿式の清掃方法も、水分が菌の温床となり、菌が増える原因となります。洋式トイレと比べると便器周辺の大腸菌の数が160倍以上もあるという結果も報告されています。感染症対策の点からも洋式化と乾式清掃に切り替えることは必須です。

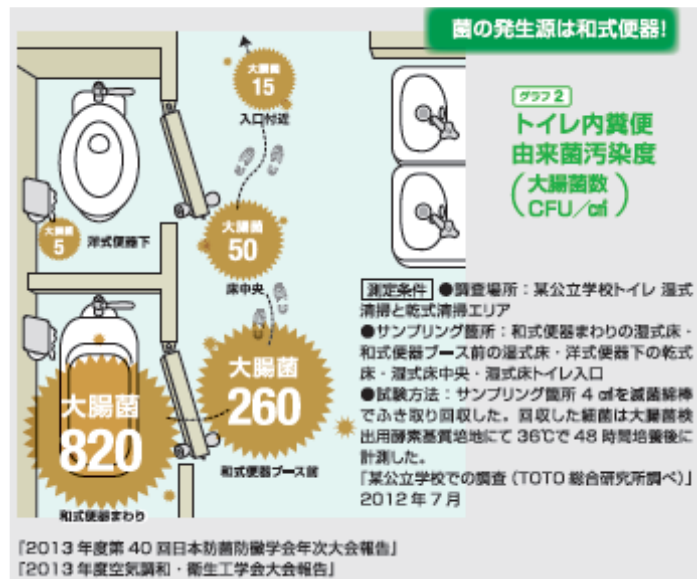
災害時の避難所としての役割も

また、教育施設としての性格以外に、災害時の避難所としての役割がある学校では、高齢者や障がい者の利用も含め、トイレの洋式化、ユニバーサルデザインになっていることが必要であり、学校施設のトイレの改修・洋式化は優先度の高い事業であると考えます。

以上から、川添議員は、トイレの改修・洋式化の現状と、今後の計画、予算規模、トイレ改修に係る国の補助割合について答弁を求め、計画の前倒しや体育館も含めた早期の学校トイレ改修を求めました。

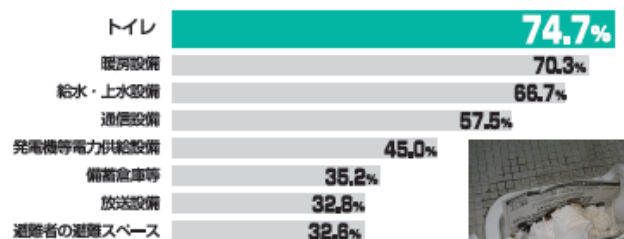
市の答弁

- 令和3年11月末現在のトイレの洋式化の割合は、小中学校全体で、校舎は約6割、体育館は約5割。
- 洋式化を中心としたトイレの環境改善に取り組む必要があるとの認識。
- 現在策定中の学校施設個別施設計画で、今後5年間で優先的に取り組む学校施設の改修項目にトイレ改修を位置付け。小中学校9校のリニューアルを実施する計画。
- 実施後の洋式化の割合は、小中学校全体で、校舎は約7割、体育館は約6割。
- 当該計画におけるトイレ改修経費は、5年間で約6億円を見込む。
- 国の補助割合は、国が定める基準に基づく対象経費の3分の1。
- 災害時の避難所としての役割も担っており、地域防災拠点として、高齢者・障がい者など様々な利用者に配慮した「整備方針」を掲げることとしている。個別施設計画の全面改修のほか、個別の洋式化改修に取り組むなど環境改善に努めたい。



<東日本大震災>

避難所として利用された学校 525 校への調査。
Q. 避難所で問題となった施設・設備はなんですか？



「平成 23 年度東日本大震災における学校の対応等に関する調査研究報告書」(文部科学省)
http://www.next.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323511.htmを基に作成 写真：当研究会撮影

教職員の多忙化解消のために業務負担の軽減・改善を

先進国の中でも突出した仕事時間

2018年のOECD諸国（OECD参加48か国）の調査結果で、1週間の仕事時間の平均は38.3時間に対し、日本は小学校が54.4時間、中学校が56.0時間と突出して大きくなっています。しかし、具体的な対策については多くは学校現場単位で工夫がなされるにとどまっているのが現状です。

伊勢原市では今年5月に出勤管理システムが導入され、勤務時間が可視化されました。導入後の小中学校での時間外労働（超過時間）、多忙化の実態と課題について答弁を求め、具体的に2点について業務改善を求めました。

中学校では月80時間以上（過労死ライン）が3～4割

1ヶ月の超過時間が80時間を超える、過労死ラインが小学校では10%前後、中学校では30～40%みられ、本当に深刻な状況が明らかになりました。業務量の適切な管理といっても、現状は現場任せになっている状況であり、結局は子どもたちにしわ寄せがいくこととなります。早急に解決しなければならない課題です。

月45時間以上の超過時間の割合

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
小学校	39%	55%	22%	0%	23%	48%
中学校	61%	74%	54%	1%	23%	61%

月80時間（過労死ライン）以上の超過時間の割合

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
小学校	7%	10%	2%	0%	4%	14%
中学校	33%	43%	27%	0%	4%	43%

※9月に割合が低くなっているのは、夏休み明けのコロナ対策の中で、午前中授業となり、部活動も停止となった影響と考えられる。

教育委員会の見解

- 教育委員会では、本年3月に学校の教育職員の業務量の管理に関する規則を制定し、5月1日から施行。
- この規則では、業務量の管理として、原則、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を、1月において45時間、1年において360時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととしています。
- 今年度は、在校等時間の超過が80時間を超える職員が一定数いることから、この対応として、校長会でこの現状を伝え、①心身の健康状態に不安や心配はないか、②業務に偏りがいないか、③そのことに対して不満を持っていないか、④必要業務以外での超過勤務の実態がないか、⑤その他に超過勤務の要因はあるか等、個人票の配付や面談を行う等の対応をお願いした。

エアコンの清掃は業者委託へ

現在、小中学校のエアコンの清掃は教職員に任せられています。業務負担の軽減や、エアコンの適切な保守・清掃のためにも、専門の清掃業者等へ委託を行うよう求めました。

- 小中学校に設置するエアコンの性能を維持するために、フィルター清掃等の定期的なメンテナンスが必要。
- フィルター清掃は高所での作業となり、安全性の確保や教職員の負担軽減は課題。
- 専門業者による適切な維持管理により、運転性能が維持され、設備の耐用年数の延伸が図られることから、今後は、財政状況を踏まえながら、学校での簡易清掃のほか、専門業者による清掃委託の実施について、検討を進める必要がある。

教職員へ携帯電話の貸与を

学校では、保護者や家庭と日常的に電話での連絡の必要性がでてきます。しかし、現状、先生の個人携帯を使用せざるを得ない状況があります。個人の番号を教えることで、トラブルが起こったり、先生のプライバシーも守れないという状況も出てきます。こうした問題を回避するためにも携帯電話の貸与を求めました。

- 現在、校外で活動する際に、学校の要望に応じて市役所の携帯電話を貸与。
- 校外でのパトロールや体育科の水泳の授業等でも、緊急時の連絡に備え携帯電話を準備していますが、教職員の私物の携帯電話で対応しているのが現状。
- 教職員専用の携帯電話の使用や貸与は、緊急時の連絡手段として有効であると認識。
- 学校と情報共有、導入自治体等への情報収集も行き、研究を進めていきたい。